

旭医大達第 81 号
令和5年4月18日

旭川医科大学研究技術支援センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学研究技術支援センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学研究技術支援センター規程（令和5年旭医大達第20号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則(平成16年旭医大達第148号)第24条第2項の規定に基づき、旭川医科大学研究技術支援センター(以下「センター」という。)の組織及び運営について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則(平成16年旭医大達第148号)第24条の<u>11</u>第2項の規定に基づき、旭川医科大学研究技術支援センター(以下「センター」という。)の組織及び運営について定めるものとする。</p> <p>(略)</p>